

3-4 復興まちづくりのアウトプットとアウトカム

(1) 復興まちづくりのアウトプット

震災復興計画の3つの方針から復興まちづくりに関連する項目を抽出し、アウトプット（取組）について整理した。

1) 安全・安心なまちづくり

① 成果

- 防潮堤の整備による L1 津波からの防護
 - ・ 防潮堤の整備により、L1 津波からの人命及び住民財産が防護され、地域経済活動の維持が可能となった (P.45 参照)。
- 津波防護・減災施設の整備や災害危険区域の指定等による L2 津波からの減災
 - ・ 防潮堤に加え、盛土構造道路や防災緑地等の整備により、東日本大震災と同規模の津波が発生した際の浸水区域や浸水深を減少させ、安全な居住区域を拡大することができた (P. 45、P.52 参照)。
 - ・ 施設の効果を考慮した浸水区域のうち、危険の著しい区域を災害危険区域として指定し、建築規制を行うことで、安全な条件での住家の建築を誘導できた (P.48、P.52 参照)。
- 安全な居住基盤の形成
 - ・ 高台移転や内陸移転あるいは嵩上げによる現位置再建により、津波による浸水状況を考慮した安全な居住基盤を形成した (P.68 参照)。

② 課題

- 防災意識の低下による逃げ遅れ等の発生
 - ・ 震災記憶の風化に伴う防災意識の薄れにより、確実な避難の実施や安全な居住地内での生活が維持されなくなる可能性がある。
- 施設の維持管理に係る費用の発生
 - ・ 集中的に整備された施設を適切に機能維持していくために、将来的には通常の維持管理に加えて大規模な補修や改修に伴う施設維持費の投入が必要となる。

③ 今後の取組

- 災害リスクの継続的認識
 - ・ ハザードマップ等による災害危険区域等の危険度の継続的周知や、災害の記録・教訓の伝承により防災意識を継承していくこと。
- 自主防災意識の強化
 - ・ 住民の主体的な避難行動を促すため、避難訓練・防災訓練等の継続的な実施や、地域住民への防災教育等を実施していくこと。
- 計画的維持管理
 - ・ 施設の適切な機能を維持していくために、予防保全的管理等の効率的な維持管理計画マニュアルなどを策定し、計画的な維持管理を進める。
 - ・ 維持管理計画の適正な運用や施設の更新に加えて、優先順位を付けた管理を行うこと。

2) 住宅の再建

① 成果

- 住民意向に基づく適切な居住基盤の整備
 - ・ 住民意向の変化に対応するため継続的な住民意向調査を行い、住民意向を反映した柔軟な事業手法や適切な事業規模で居住基盤を整備することができた(P.91 参照)。
 - ・ 防集事業の採択要件が「10戸以上」から「5戸以上」に緩和されたことにより、多くの既存集落において住民意向に沿った集落単位での移転を実現でき、既存の地域コミュニティを維持することができた(P.96 参照)。
- 集約による小規模集落の再編
 - ・ 小規模集落の集約により集落生活の維持・活性化が図られるとともに、社会インフラの効率的な整備と維持管理が可能となった(P.33 参照)。
- 良好な居住基盤の形成と有効活用
 - ・ 被災前の狭隘道路や不整形宅地等の問題と合わせ、商業拠点や公共・公益拠点の配置により、計画的な土地利用による居住基盤を形成することができた(P.35 参照)。
 - ・ 整備した居住基盤は9割以上が活用されている。また、現時点で未活用の区画についても、安全で良好な居住基盤のストックとなっており、今後の有効活用が期待できる(P.106 参照)。

② 課題

- 小規模集落の機能低下
 - ・ 小規模な集落単位で移転したことにより、震災前から懸念されていた高齢化や人口減少による地域コミュニティの維持や自助及び共助による社会の形成が困難となる状況が継続された。
- 未活用の居住基盤に対する沿岸被災市町の財政負担
 - ・ 現時点で未活用となっている居住基盤は、その分だけ固定資産税等の税収の減少や土地の維持管理の費用が発生し、各被災市町の財政負担が生じる。また、高齢化や人口減少等に伴い、現在活用されている居住基盤も今後空きが生じる可能性があり、その場合は各被災市町の財政負担が増加するほか、集落やまちの衰退にもつながる。

③ 今後の取組

- 地域コミュニティの維持・活性化
 - ・ 集落の現状と将来について住民同士が認識を共有できるように、コミュニティの維持・活性化に向けた取組を行う。現状の集落の維持が困難な場合は、新たな枠組みでの集落再生・再編に向けた検討を行う。
- 未活用の居住基盤の有効活用
 - ・ 現時点で未活用となっている居住基盤については、地域の意向に沿った暫定的な活用を含めた柔軟かつ有効的な利活用を継続的に進める。
 - ・ 人口減少が進み、被災市町の限界集落となる地域の住民を、中心部にある未活用の居住基盤への移転を促進することにより、持続可能なコンパクトシティとして再編し、公共・公益施設等の利便施設を支えられる一定規模の市街地を維持していく。
 - ・ 県外からの移住者などを対象とした、土地の購入や住宅の建設に対する支援金制度等を活用した呼び込みに努め、未活用の居住基盤の利用促進を図ること。

3) 産業の再建と振興

①成果

●良好な産業基盤の形成と有効活用

- ・モザイク状に分散している防集事業の移転元地や利便性を考慮した既存産業用地等の土地の整序を行うことにより、住民の生活を支える持続可能なまちづくりのための産業基盤を整備することができた(P.116 参照)。
- ・整備した産業基盤は、8割以上が活用されている。また、現時点で未活用の区画についても、整序された良好な産業基盤のストックとなっており、今後の活用が期待できる(P.127 参照)。

●地域の賑わいの継続

- ・復興まちづくり事業によって、まちの賑わいの再生に向けた商業拠点、産業拠点等を再建するための基盤を整備できた(P.117 参照)。

②課題

●未活用の産業基盤に対する沿岸被災市町の財政負担

- ・現時点で未活用となっている産業基盤は、その分だけ固定資産税等の税収の減少や土地の維持管理の費用が発生し、各被災市町への財政負担が生じる。

③今後の取組

●未活用の産業基盤の有効活用

- ・住宅再建と同様に地域の意向に沿った暫定的な活用を含めた柔軟かつ有効的な利活用に向けた取組を継続的に進める。
- ・企業立地の優遇制度や産業基盤の立地等について広く情報発信することにより、未活用地の活用促進を図る。

(2) 復興まちづくりのアウトカム

震災復興計画において目指した将来像に向けた復興の取組の一つである復興まちづくりに関連する指標を抽出し、アウトカム（取組の効果）を整理した。

1) 住宅の再建

●人口の社会減少傾向の緩和

- ・人口減少社会にある中で、東日本大震災の発災により多くの死者や転出者が発生し、沿岸被災市町においては人口減少が加速化したが、復興まちづくり事業による居住基盤が供給開始された以降は、転入者数が転出者数を上回る社会増加、もしくは震災前に比べて社会減少が緩和した傾向にある。これは、沿岸被災市町による工夫あるまちづくりや、安全・安心なまちづくり、復興まちづくり事業による居住基盤整備が要因の一つになっていると推察される(P.140 参照)。

2) 産業の再建と振興

●関連する産業生産額の回復

- ・東日本大震災の発災により沿岸被災市町における基幹産業が壊滅的な被害を受けたが、復興まちづくり事業による産業基盤の整備と並行して、沿岸被災市町の総生産額は震災前の水準まで回復した(P.143 参照)。
- ・特に、震災前において生産額が減少傾向にあった沿岸被災市町の基幹産業の一つである水産業は、生産額が増加傾向に転じ、復旧にとどまらず沿岸地域の活性化をもたらしている。なお、震災の影響により、生産額が一時大幅に減少したが、震災前の水準を上回るまで回復した(P.145 参照)。
- ・そのほか、沿岸被災市町の復興計画において再生・発展を図る産業として、商工業（小売業、製造業）が位置付けられていたが、小売業の生産額は震災の影響を大きく受けておらず、震災後は継続的に増加傾向にある。また、製造業の生産額は震災前の水準以上に回復しており、さらに増加傾向にある(P.149、P.151 参照)。

- ・復興まちづくり事業による産業基盤の整備は、基幹的な産業の再生・振興に対する間接的な要因の一つになっていると推察される(P.143～P.152 参照)。

●観光需要の回復

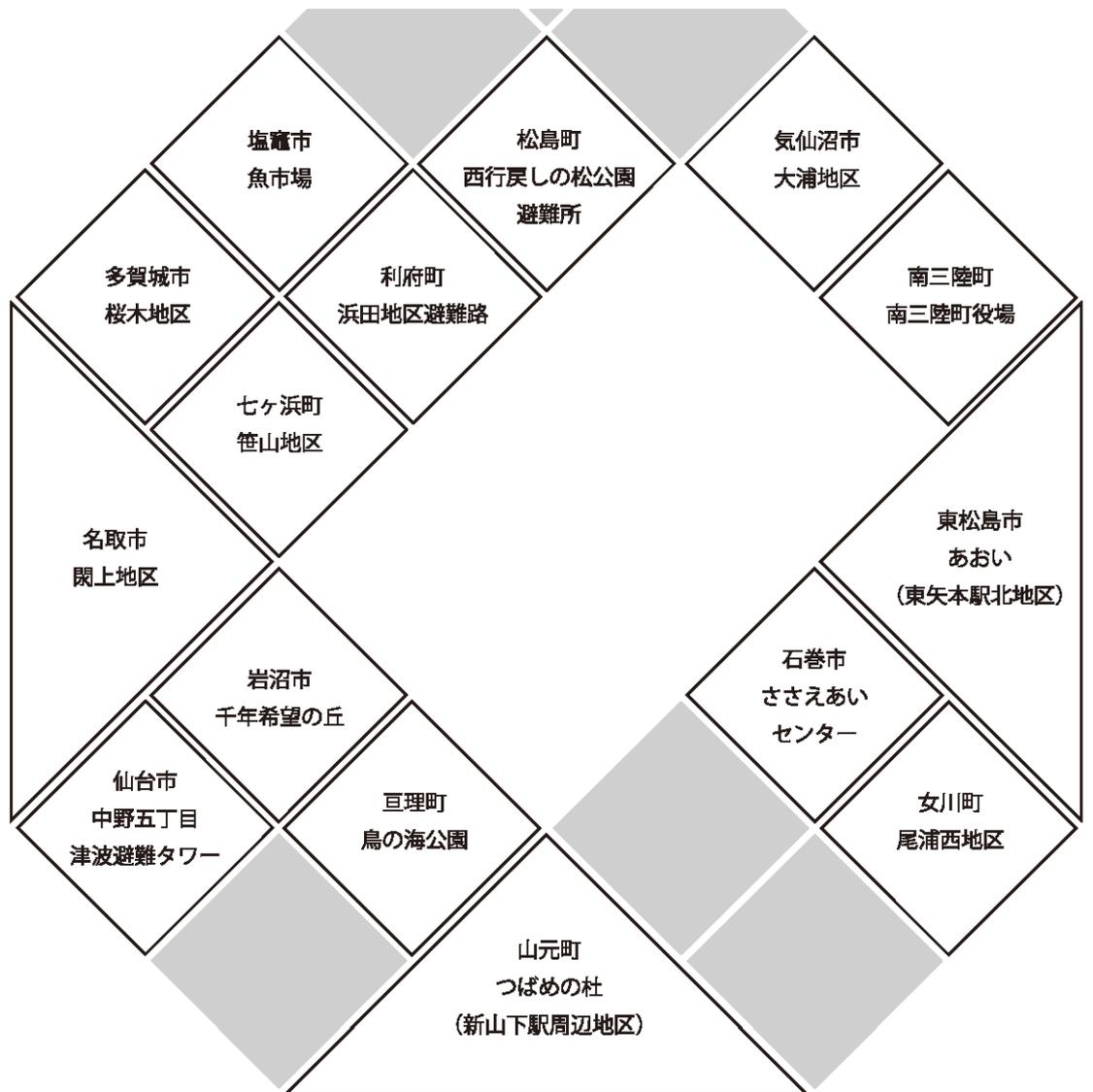
- ・東日本大震災の発災により沿岸被災市町の観光需要が落ち込み、宿泊・サービス業の生産額や観光入込客数は一時大幅に減少したが、震災前の水準まで回復した。また、宿泊者数は震災後において、震災前を上回る増加傾向となった。これは、震災後における新たな観光集客施設等のオープンによる観光需要の増加が要因として関わっていると推察され、その基盤となる復興まちづくり事業による産業基盤整備も間接的な要因の一つであると推察される(P.153～158 参照)。

復興まちづくりの検証

～東日本大震災からの復興 沿岸被災市町の取組と効果～

令和4年3月

編集・発行 宮城県土木部都市計画課
宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
電話 022-211-3159





復興まちづくり
の検証

多賀城市

塩竈市

松島町

気仙沼市

南三陸町

利府町

七ヶ浜町

東松島市

石巻市

名取市

岩沼市

女川町

仙台市

亶理町

山元町